

過労死等の防止のための対策に関する大綱について

資料 3

- 過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき、政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を作成（同法第7条第1項）
- 厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴く（同法第7条第3項）

1. 大綱の作成までの流れ

厚生労働省において、大綱の案を作成

厚生労働大臣が、大綱の案について協議会の意見を聴く
（関係行政機関の長と協議）

大綱を閣議決定
（国会報告、公表）

2. 大綱で定めるべき事項

- 大綱には、過労死等防止対策推進法第8条から第11条までに規定された四つの対策を盛り込む。

<過労死等の防止のための対策>

調査研究等
（同法第8条）

啓発
（同法第9条）

相談体制の整備等
（同法第10条）

民間団体の活動に
対する支援
（同法第11条）

実施主体：国

実施主体：国・地方公共団体

3. 大綱の作成時期

- 平成27年の年央を予定。